

1. 前回のおさらい

前は、費用計上する歳出科目について説明しました。平成27年4月以降、予算科目に基づいた従来の「財務会計処理」と新公会計における科目に基づいた「公会計処理」が必要になりますが、実際の実務においては、従来の財務会計処理を行う中で、公会計処理の作業を加えるだけで、両方の処理が完了できるシステムを導入する予定であることを説明しました。

【費用に関する仕訳事例】

【事例－物件費を計上する場合】
×2年3月15日に発注、×2年3月25日に納品・検収を行ったプリンタ用紙100について、×2年4月25日に支払いを完了した。

【起票日】 ⇒ ×2年4月25日

【仕訳】 ⇒ (借)物件費 100 / (貸)現金預金 100
【費用勘定】 【資産勘定】

※出納整理期間中に支払いを行った取引については、財務会計処理上、取引対象年度を前年度(×1年度)を選択することで、取引が発生した年度での事務処理が行えます。

【仕訳の計上タイミング】



2. 収入に係る勘定科目

新公会計導入(H27.4)以降、歳入においても、歳出と同様に予算科目に基づいた従来の「財務会計処理」と新公会計における科目に基づいた「公会計処理」が必要になります。その際、必要となる公会計処理は「勘定科目の選択」です。

例えば、市税という収入を計上する場合、調定時は市税(収入勘定)を計上し、同時に未収金(資産勘定)を計上します。その後、実際入金された時点で、未収金(資産勘定)を消込み、現金預金(資産勘定)を増加させる仕訳を計上します。主な勘定科目とその内容は次のとおりです。

| 《新公会計》 収入に係る勘定科目 | 内容説明 |
|---------------------|---|
| 地方税 | 市税が該当する。 |
| 地方譲与税 | 地方譲与税が該当する。 |
| 地方特例交付金 | 地方特例交付金が該当する。 |
| その他交付金等 | 上記以外で、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金等が該当する。 |
| 地方交付税 | 地方交付税が該当する。 |
| 保険料 | 国民健康保険特別会計における国民健康保険税、介護保険特別会計における介護保険料及び後期高齢者医療特別会計における後期高齢者医療保険料が該当する。 |
| 国庫支出金 | 国庫支出金のうち行政サービス活動に充当されるもの(直接行政サービスに要した経費及び他の区分(社会資本整備等投資活動及び財務活動)に属さない支出に充当される財源としての収入をさす。以下同じ。)が該当する。 |
| 県支出金 | 県支出金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。 |
| 分担金及び負担金 | 分担金及び負担金のうち行政サービス活動に充当されるもの並びに国民健康保険特別会計の療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金及び介護保険特別会計の支払基金交付金が該当する。 |
| 使用料及び手数料 | 使用料及び手数料が該当する。 |
| 財産収入 | 財産貸付収入等が該当する。 |
| 寄附金 | 寄附金等が該当する。 |
| 繰入金 | 他会計からの繰入金のうち行政サービス活動に充当されるものが該当する。 |
| 受取利息及び配当金 | 市預金利子、株式配当金等が該当する。 |
| 固定資産売却益 | 固定資産の売却による収入額又は債権額のうち、帳簿価額を上回る額が該当する。 |

